5

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の二第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十二条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項に規定する主務大臣
第六条第一項	第四条第一項に規定する報告書と併せて	第四条第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項を明らかにした上で
第十一条	第四条第一項に規定する報告書に、様式第二による書類を添付する	毎年度七月末日までに、第四条第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項を明らかにした上で、様式第二による書類を提出する

（報告の方法等）

第十三条　特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、毎年度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあっては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第十五条第一項において同じ。）六月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

一　令第五条第二号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百一条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

二　令第五条第六号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百二十五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

三　令第五条第九号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

2～4　（略）

（特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法）

第十七条　法第二十八条第三項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、令第五条第二号、第六号から第九号までに掲げる者に係る第十三条第二項第三号に掲げる量並びに令第五条第三号から第五号までに掲げる者に係る第十三条第二項第三号に掲げる量について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

一・二　（略）

（新設）

（報告の方法等）

第十三条　特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、毎年度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあっては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第十五条第一項において同じ。）六月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

一　令第五条第二号に掲げる者　省エネルギー法第五十四条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

二　令第五条第四号に掲げる者　省エネルギー法第六十八条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

三　令第五条第五号に掲げる者　省エネルギー法第七十一条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

2～4　（略）

（特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法）

第十七条　法第二十八条第三項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、令第五条第二号、第四号及び第五号に掲げる者に係る第十三条第二項第三号に掲げる量並びに令第五条第三号に掲げる者に係る第十三条第二項第三号に掲げる量について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

一・二　（略）